

インフォメーション

平成 29 年 12 月 1 日
税理士松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

「暦年贈与」と「相続時精算課税贈与」との比較について

贈与税は個人から財産をもらったときにかかる税金です。
その課税方法には、「**暦年課税**」と「**相続時精算課税**」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「**相続時精算課税**」を選択することができます。
そこでそれぞれの課税方法の違い、メリット・デメリットについてまとめてみました。

「暦年課税」と「相続時精算課税」との比較

		暦年課税	相続時精算課税
贈与者		限定なし。親族間のほか、第三者も含まれる。	60歳以上の直系尊属（住宅資金は60歳未満も可）
受贈者		同上	20歳以上の推定相続人・孫
贈与時	選択	不要	相続時精算課税選択届出書の提出が必要 (一度選択すれば、相続時まで継続適用)
	非課税枠	受贈者ごとに毎年110万円	贈与者ごとに相続開始までに2,500万円
	税金計算	(贈与額-110万円) × 超過累進税率 (10%~55%)	(贈与額-2,500万円) × 20%
	計算期間	毎年 1月1日~12月31日	贈与した日から相続開始まで
	申告	非課税枠内は申告不要 非課税枠を超えた場合は、翌年2月1日~3月15日に申告必要	非課税枠内でも 贈与を受けた年の翌年2月1日~3月15日に申告必要
相続時	税金計算	原則として、相続財産に加算する必要はない。 ただし、相続開始前3年以内の贈与財産は相続財産に加算する。	贈与財産を贈与時の価格で相続財産に加算
	評価額	贈与時の評価額	
	還付	還付されない	相続税額を超えて納付した贈与税は 還付される。
メリット		① 相続開始3年前の贈与及び居住用不動産等の配偶者贈与、一括教育資金贈与、住宅資金贈与は3年以内加算されないため節税になる。 ② 長期間にわたり、多人数に贈与し続ければ節税効果が大きくなる。	① 一度に多額の資産を移転できる。 ② 収益物件を贈与することにより所得の分散が可能 ③ 贈与時の評価額で相続税額が計算されるため、将来的に値上がりが見込まれる財産であれば、値上がり分の相続税が回避できる。
デメリット		① 居住用財産の配偶者への贈与を除き短期間で多額の贈与はできない。 ② 贈与の証拠を残しておくのに手間がかかる。	① 相続時精算課税適用者との間では暦年贈与はできなくなる。 ② 贈与時の評価額で相続税額が計算されるため、贈与財産を使い切ってしまったたり、値下がりしてしまったものは増税となってしまう。 ③ 小規模宅地の評価減が適用できない。 ④ 一度この制度を選択すると、相続時まで途中で取消ができない。

相続時精算課税は、受贈者（子又は孫）が贈与者（父母又は祖父母）ごとに選択できますが、いったん選択すると選択した年以後贈与者が亡くなる時まで継続して適用され、暦年課税に変更することができないため、選択には慎重な判断が必要です。